

○財務省告示第二十一号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十一年一月十五日に発行した個人
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年一月二十七日

財務大臣 中川 昭一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	初期利率の	第二期以後
個人向け利付国庫債券（変動・ 十年）（第二十五回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規 定の適用を受けるものとし、そ の振替機関は日本銀行とする。	額面金額で三百十七億二千百五 万円	一万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十一年一月十五日	額面金額百円につき百円	年〇・五八パーセント	年当たり、各利払期における利 子計算期間開始日前行われた 、発行から償還までの期間が九

十一 初期利子

年五か月超の十年利付国債の直
近における入札（当該開始日の
属する月に行われた入札を除く
）。の結果に基づき算出された
複利利回りから、〇・八〇パー
セントを控除した率。ただし、
控除した率が〇・〇五パーセン
トを下回るときは、その率は〇
・〇五パーセントとする。
平成二十一年七月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは
、その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十三号において規定
する期日について同じ。）。

十二 第二期以後の利子

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.58}{100} \times \frac{1}{2}}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率

十三 償還期限
十四 償還金額
十五 払込期日
十六 払込場所
十七 中途換金
の取扱い

平成三十一年一月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十一年一月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
二年一月十五日以後に行

十八 中途換金の特例

うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

買取金額 + 密通利子に相当する金額 - (買入取得日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$)

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。)が、死亡したときに、その相続人が、又はその居住する市町村(特別区を含む)、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。)の区域において、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助が行われる災害が発生し、当該災害にかつたとき、当該個人向け国債を有する者が、平成二十二年一月十五日以前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、

それぞれ
の算式に
より算出
した

金額とする。

(一) 平成二十一年七月十五日か
ら平成二十二年一月十五日前
までの間の場合

$$\begin{aligned} & \text{貸付金額} + \text{経過利子に相当する} \\ & \text{借入金} - \left(\text{初期借入金に相当する} \right. \\ & \left. \times \frac{80}{100} + \text{経過利子に相当する} \right) \end{aligned}$$

(二) 平成二十一年七月十五日前

の場合

$$\begin{aligned} & \text{貸付金額} + \text{経過利子に相当する} \\ & - \text{借入金} - \text{経過利子に相当する} \end{aligned}$$

日本銀行

十九

元利金支
払場所